書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５５号

東京都港区六本木５丁目９番20号
清算株式会社　ホットストア株式会社
代表清算人　赤平　久行
1　決定年月日　令和７年８月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２６号

東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地
清算株式会社　株式会社明邦
代表清算人　髙野加寿江
1　決定年月日　令和７年８月８日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社明邦（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

2　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

1　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第７号

福井市江守中町第７号19番地３
清算株式会社　株式会社海翔
代表清算人　稲垣　立夫
1　決定年月日　令和７年８月８日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

第２　一般条項

1　弁済の内容

清算株式会社は、弁済原資である2,361,810円について、協定別表記載の協定債権者に対し、それぞれ同別表「弁済額」欄記載の各金額を、協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに支払う。

2　権利の変更

協定債権者は、前記１の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　調整条項

前記１の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合においては、協定債権者が前期２の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

4　その他の事項

⑴　弁済の場所

協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

ただし、協定債権者が振込口座を指定しない場合には、清算人代理の事務所住所（大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ12階）において弁済を行う。

⑵　端数の処理

割合弁済の結果生じる１円未満の単数は切り捨てるものとする。

⑶　その他の処理

振込手数料額の変動、特別清算に伴う予納郵券の返還等の理由により、前記１の規定による弁済後、20万円に満たない端数が発生した場合には、これらについて申立代理人の報酬とする。

（別表添付省略）

福井地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第８号

福井市渕３丁目118番地
清算株式会社　株式会社ディーエス工房
代表清算人　稲垣　立夫
1　決定年月日　令和７年８月８日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

第２　一般条項

1　弁済の内容

清算株式会社は、弁済原資である341,161円について、協定別表記載の協定債権者に対し、それぞれ同別表「弁済額」欄記載の各金額を、協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに支払う。

2　権利の変更

協定債権者は、前記１の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。